

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プール照明制御設備整備業務委託	機械設備等保守点検	パナソニックLSエンジニアリング(株)近畿支店	7,865,000円	令和2年1月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大阪市立長居プールろ過設備整備業務委託	機械設備等保守点検	ローレル(株) 大阪本社	12,771,000円	令和2年1月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	大阪市立東淀川スポーツセンター 自家用発電機設備整備業務委託	機械設備等保守点検	ヤンマーエネルギーシステム(株)大阪支社	3,520,000円	令和2年1月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	大阪市立西成屋内プールろ過設備整備業務委託	機械設備等保守点検	(株)クリタス 西日本本社	15,180,000円	令和2年1月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	大阪市立鶴見緑地球技場中央監視設備整備業務委託	機械設備等保守点検	アズビル(株) ビルシステムカンパニー 関西支社	5,720,000円	令和2年1月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	大阪市立阿倍野屋内プール外1ヶ所ろ過設備整備業務委託	機械設備等保守点検	鶴亀温水器工業(株)	17,996,000円	令和2年1月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	豊臣期石垣公開施設外構整備にかかる設計業務委託	土質及び基礎	(株)シードコンサルタント 大阪支社	1,719,300円	令和2年3月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
8	大阪市こども本の森中之島利用者安全確保対策業務委託	その他	TRC&長谷工meet BACH	2,391,400円	令和2年3月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プール照明制御設備整備業務委託

2 契約の相手方

パナソニックLSエンジニアリング株式会社 近畿支店

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プール（以下、「施設」という。）に設置されている照明制御設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、施設全域に設置された照明設備の制御を一括管理する目的で設置したものであるが、設置後19年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正な施設管理を維持することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行う必要がある。

本業務は、設備を構成する部品の一部について整備するものであるが、その設備については、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、整備に際しては、製造事業者独自の技術を要するため、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立長居プールろ過設備整備業務委託

2 契約の相手方

ローレル株式会社 大阪本社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立長居プールに設置されているろ過設備（以下、「本設備」という。）について、劣化部品の取替及び周辺機器の整備業務を委託するものである。

本設備は、プール槽からプール水をポンプで引き出した後、除毛器で大きなゴミを取り除き、ろ過機に通すことでろ過された澄んだ水となり、さらに滅菌器から注入される塩素によって滅菌し、再びプール槽へ戻す仕組みであり、これを循環させることでプール水の水質を適正に維持する目的で設置したものであるが、設置後24年が経過し、経年劣化により本設備を構成するろ材の材質劣化並びに各所部品に動作不良が生じる恐れがある。

当該施設は、有料施設となっており、多くの施設利用者が健康増進や交流を目的に利用していることから、万が一、本設備を構成するろ材の材質劣化並びに各所部品に動作不良が生じた場合、プール水の水質悪化により施設利用者が施設を利用できなくなり、館の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の取替及び周辺機器の整備を行う必要がある。

本案件は、本設備を構成するろ材及び各所部品の一部について整備するものであり、ろ過機の構造、ろ材の材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その内容については、社外開示不可となっていることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東淀川スポーツセンター自家用発電機設備整備業務委託

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立東淀川スポーツセンター（以下、「施設」という。）に設置されている自家用発電機設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、非常時に火災で停電となった際、施設に設置された防災設備（スプリンクラー設備、排煙設備）を起動させるための非常用電源として設置したものであるが、設置後28年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した状態で火災による停電が起こった場合、設備として十分な能力が発揮されず、被害が広範囲に波及するほか、適正な施設管理を維持することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行う必要がある。

本業務は、設備を構成する部品の一部について整備するものであるが、発電装置の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立西成屋内プールろ過設備整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社クリタス 西日本支社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立西成屋内プール（以下、「施設」という。）に設置されているろ過設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品等の整備業務を委託するものである。

本設備は、プール槽からプール水を循環ポンプで引き出した後、集毛器で大きなゴミを取り除き、ろ過機に通すことでろ過された澄んだ水となり、さらに滅菌器から注入される塩素によって滅菌されて再びプール槽へ戻す仕組みであり、これを循環させることでプール水の水質を適正に維持する目的で設置したものであるが、設置後21年が経過し、経年劣化により設備を構成するろ材の材質劣化及び各所部品に動作不良が生じる恐れがある。

当該施設は、有料施設となっており、多くの施設利用者が健康増進や交流を目的に利用していることから、万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、プール水の水質を適正に維持することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品等の整備を行う必要がある。

本業務は、設備を構成するろ材及び各所部品の一部について整備するものであり、ろ過機の構造、ろ材の材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その内容については、社外開示不可となっていることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立鶴見緑地球技場中央監視設備整備業務委託

2 契約の相手方

アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立鶴見緑地球技場に設置されている中央監視設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、監視装置、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワーク等からなる複合装置で、散在する監視・制御対象となる電気機械設備（受変電設備、空調衛生設備、防災設備等）の情報を一元的に管理する目的で設置したものであるが、設置後 24 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行う必要がある。

本業務は、設備を構成する部品の一部について整備するものであるが、その設備については、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、整備に際しては、製造事業者独自の技術を要するため、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立阿倍野屋内プール外1ヶ所ろ過設備整備業務委託

2 契約の相手方

鶴亀温水器工業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立阿倍野屋内プール及び大阪市立旭屋内プール（以下、「施設」という。）に設置された25mプール等用のろ過設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品等の整備業務を委託するものである。

本設備は、プール槽からプール水をポンプで引き出した後、除毛器で大きなゴミを取り除き、ろ過機に通すことでろ過された澄んだ水となり、さらに滅菌器から注入される塩素によって滅菌されて再びプール槽へ戻す仕組みであり、これを循環させることでプール水の水質を適性に維持する目的で設置したものである。しかし、両施設の設備は設置後15年以上が経過し、経年劣化により、本設備を構成するろ材の材質劣化及び各所部品に動作不良が生じる恐れがある。当該施設は有料施設で、多くの施設利用者が健康増進や交流を目的に利用している施設であり、万が一設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、プール水の水質を適正に維持することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品等の整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、設備を構成するろ材及び部品の一部について整備するものであり、ろ過機の構造、ろ材の材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その内容については、社外開示不可となっていることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

豊臣期石垣公開施設外構整備にかかる設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社シードコンサルタント 大阪支社

3 随意契約理由

豊臣期石垣公開施設は、大阪城エリアの世界的な観光拠点化を進めるうえでの主要な施設として「大阪都市魅力創造戦略」に位置づけており、国内外の観光客が大阪城の特徴である歴史の重層性を体感できるとともに安全に見学できる施設とすることが求められている。

本業務は、前述の施設の整備に先立ち平成 27 年度に実施した発掘調査時に掘削された、施設北側に隣接する水道局大手前配水場配水池の南側斜面の原状復旧方法を検討し、その実施設計を行うものである。

豊臣期石垣および当該斜面は「特別史跡大坂城跡」の一部であるため、適切かつ確実に保存し後世へ継承することや、計画的・継続的・総合的な調査研究を行うこと等、保存・管理の基本方針が定められている。そのため、本業務の受注者は、豊臣石垣公開施設の内容や特別史跡大坂城跡を構成する諸要素（地下遺構の位置や構造等）を把握し、場や状況に応じた適切な保存管理方法等を熟知している必要がある。

上記事業者は平成 28 年度に当局が発注した「豊臣石垣公開施設外構整備にかかる設計・調査・検討業務委託」（以下、「先行業務委託」という。）の受注者であり、既に大手前配水場配水池斜面の復旧形態や復旧時の安定計算結果等を得ている。さらに豊臣期石垣公開施設外構整備の意匠並びに構造、設計内容に加え、特別史跡大坂城跡を構成する一つである豊臣石垣の位置、構造（未調査の遺構も含む）等の各種設計データを保有している。

また、本業務は前述のとおり豊臣期石垣公開施設の建物外構部分に関するものであり、先行業務委託と内容が関連しており、豊臣期石垣を適切かつ確実に保存し後世へ継承していくため、本業務の設計にあたっては、先行業務委託から得られた成果との一貫性が必要となる。このため、上記事業者以外に本業務を委託した場合、設計に対する責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから、先行業務委託の受注者であった上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6469-5164）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども本の森中之島利用者安全確保対策業務委託

2 契約の相手方

T R C & 長谷工 meet BACH

3 随意契約理由

こども本の森 中之島（以下「本の森」という。）は、大阪出身の建築家である安藤忠雄氏からの「本や芸術文化を通じて子どもたちが豊かな創造力を育む施設として活用するため、中之島公園内にこども本の森 中之島を整備し、大阪市に寄附するとともに、運営費用については、広く賛同者を募り大阪市への寄附を呼びかけていきたい」という提案を受け、「子ども等に対し、文学を中心とした良質で多様な芸術文化等に触れる機会を提供する施設」として開館するものである。

本の森は、安藤氏が設計・建設し、令和元年12月16日付で大阪市に寄附を受けており、現在、開館に向けた準備を行っているところである。

運営は指定管理者によることとしているが、指定管理者の提案内容を開館後の管理運営に円滑かつ効果的に反映するために、開館準備業務と施設の管理運営業務を一体の業務として、平成31年1月に両業務の事業者を募集し、選定委員会での議論を経て上記事業者を指定管理者と決定し、令和元年7月17日付で開館準備業務委託契約を締結したところである。

今般、建物の寄附を受けるにあたり、現場での立会を行っている中で、子どものための公共施設として開館し、運営していくためには、利用者の安全確保にかかる措置が必要な箇所が複数あることが判明した。

既に契約締結している開館準備業務の業務内容は、上記の事業者公募の段階で公表しているが、その内容は施設に所蔵する本の購入、壁面書架への本の配架、書架のサイン調達・設置等であり、建物完成後に別途行う安全確保対策業務（以下「本業務」という。）については、建物の詳細が未確定であったことから含めてはいなかった。

本業務は、開館後の運営の詳細を想定した安全確保にかかる措置を講ずるものであり、スタッフの配置計画や本の配架状況、施設内のゾーン分けといった開館までの間、日々調整が必要となる事項及び開館後の施設運営と密接に関係するため、指定管理者以外の事業者が実施することは極めて困難かつ非効率であり、また十分な効果を発揮することができない。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質

又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、開館準備業務の受注者及び指定管理者である上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3890）